越谷校舎課外活動再開に関する各種手続き・案内資料

資料	備考
1) -1 活動再開の全体像が分かる資料 (越谷校舎)	参考資料
1) -2 課外活動再開手続きフロー (越谷校舎)	
2) 感染防止学習資料(共通)	重要(団体内で共有)
3) 文教大学課外活動再開ガイドライン (共通)	重要(団体内で共有)
(提出書類①) 「活動再開計画」手続き時	
4) 課外活動再開計画書(共通)	提出書類(活動再開計画)
4) ※課外活動再開計画書(共通) 記入例	参考資料
4) -0 参加学生名簿(共通)	提出書類(活動再開計画)
4) -1 保証人同意書(共通)	提出書類(活動再開計画)
(提出書類②) 「活動再開計画」承認後、実際の活動時	
5) 活動許可願(越谷校舎)	提出書類(活動許可)
6) 参加学生名簿(越谷校舎)	提出書類 (活動許可)
7) 健康観察記録表(越谷校舎)	携行書類(入構時)
8) 行動記録表(越谷校舎)	提出書類(退校時)
9) 活動報告書(越谷校舎)	提出書類(活動後)
10) 清掃・消毒チェックリスト (越谷校舎)	提出書類(退校時)
(その他)	
11) 感染者発生時のフロー (共通)	重要(団体内で共有)
12) 課外活動再開 利用施設一覧(越谷校舎)※暫定版	
13) 学外指導者の入構に関する諸注意について (越谷校舎)	学外指導者へ提示
14) 更衣室利用(配付・掲示用)(越谷校舎)	
15) 部室利用(配付・掲示用)(越谷校舎)	
16) 入構時の検温手順(配付用)(越谷校舎)	
17) 感染防止対策の理解	重要(団体内で共有)

以上

課外活動再開 概要(越谷) 2021/3/19追加 資料1)-1

課外活動 再開段階 (越谷)	対象	活動許可内容	学内利用可能施設	学外活動	備考	申請方法	次段階への 移行期間
2-1	各本部・体育 会・文化会所 属団体	れた以降に行う、 <mark>通常練習、試合、大会や学外での催し等の参加・実施を認める。ただし、宿泊を伴う場合は認めない。</mark>	等) ・屋内施設の一部(体育館等) ・教室の一部(大規模教室等) 【詳細及び利用可能な人数等は別紙参照】	【公式戦】・・・許可(条件付) 【通常練習】・・・許可(条件付) 【発表会等】・・・許可(条件付) 【合宿】・・・禁止 【コンパ】・・・禁止	できるものに限り、事前に担当課(学生課・教育支援課)へ相談のうえ、対策支部で判断の結果認めることがある。 ●オンライン上での活動((サーク)の含む)。 ●活動再開計画策定の準備等(打合せ、機器の確認等)を目的とする入構(ただし、指定場所における少人数での活動に限	①「活動再開計画書」を各団体で検討、 大学へ提出(※1) ②許可された「活動再開計画」に基づき、 日々の活動に際して「活動許可願」を提 出(※2) ※1…「保証人の同意書」も要提出 ※2…「参加者名簿(当日の検温結果含	2-2へ移行が決定する までは継続
2-2	各本部·体育 会·文化会所 属団体	·午後 13:00~15:00 1団体(最大2時間)	・屋外施設(グラウンド、テニスコート等) ・屋内施設の一部(体育館等) ・教室の一部(大規模教室等) 【詳細及び利用可能な人数等は各 キャンパスで設定】		(৯)		移行時期は対策本部 の判断に依る

[※]緊急事態宣言の再発令や行政の指針変更等により上記内容を変更することもあります。

課外活動再開に必要な手続き手順の概要は以下のとおりです。

「課外活動再開ガイドライン」の内容を十分に確認の上、必要な手続きを漏れなく進めたうえで、慎重に活動してください。なお、次のような事由には、申請内容の不許可、今後の活動の一時停止等の措置を取ることがありますので、十分に留意してください。

- ●提出された「活動再開計画書」または「活動許可願」の記載内容、添付書類等に不足・不備がある場合
- ●活動終了後に提出された「活動報告書」及び「活動状況の動画」内容を確認の結果、申請した活動内容に沿った活動または感染防止対策が取れてなく、安全な活動が実施不可と判断される場合
 - ◎課外活動再開方針、実施方法の決定(大学)
 - ◎課外活動再開 学生団体向け説明会開催(大学)

★活動再開説明会(オンライン開催)

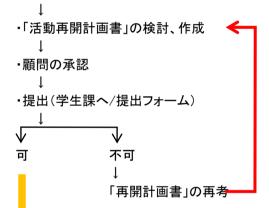
- ・説明会参加(必ず各団体代表者+1~2名が出席すること)
- ・説明会の内容(課外活動再開に関する留意事項、感染防止対策等)を部員全員に共有し、十分に理解する

(★事前に必ず「団体継続手続き(2020年度)」を完了しておくこと)



★活動再開計画書

・資料受理(学生課HPからダウンロード)



◆提出書類

「活動再開計画書」

「活動参加者名簿(活動再開計画書添付用)」

◆提出書類

「保証人同意確認書」(活動に参加意思のない部員の分は不要)

★活動許可願

1

- ·活動内容の検討(日時、場所、活動詳細等)
- 「活動許可願」の作成
- ・提出(学生課へ/所定フォームで活動日の7日前まで◆提出書類



※活動許可願提出時に学生団体が作成した「活動参加者名簿」を大学にて印刷し、第1警備室(2.3Gは管理人室)に手配

当日の活動へ

(活動当日)

- <入構前>
 - •検温

1

- ↓ ·第1警備室(2.3Gは管理人室)から「活動参加者名簿」を受け取る
- 「活動参加者名簿」に検温結果を記→<u>検温結果が37.5度以上の者、または体調不良者は参加不可</u>
- •「活動参加者名簿」提出

◆提出書類

「活動参加者名簿」

- <入構~活動開始前>
 - •更衣室利用
 - •活動場所へ移動
- <活動中>
 - 活動内容の記録(動画撮影)
- <活動終了後>
 - ・清掃(ゴミ捨て、清掃用具)
 - ・消毒(接触した箇所、設備、備品)
 - ∙換気
 - ↓ ・確認(清掃・消毒チェックリスト記入)

 - •「清掃・消毒チェックリスト」提出

◆提出書類

「清掃・消毒チェックリスト」____

(活動の翌日以降)

★活動報告書等

(活動翌日以降、3日以内)

•「活動報告書」作成

 \downarrow

・提出①(学生課へ)

・提出②(顧問へ)



◆提出書類

「活動報告書」

「活動状況動画」(顧問教員の立会いが無かった場合)

- ・注意、指導(活動内容、感染防止対策等について)
- ・活動停止措置(活動再開計画書の内容に沿った活動、感染防止対策が取れてなく、 安全な活動が実施不可と判断される場合)

★★感染者発生時

1

1

(感染者本人)

- ・報告①大学へ(所定フォーム)
- ・報告②団体内の「対応責任者」へ ↓

(対応責任者)

- ・報告③顧問教員へ(TEL、メール等)
- ・大学からの連絡受理(活動停止等)
- ・団体内で情報共有

新型コロナウイルス感染防止に向けて

新型コロナウイルスにかからない~新型コロナウイルスをうつさない~

《日時》2020年12月4日(金)~8日(火) 2020年12月17日(木)~18日(金) 《会場》Googlemeet(オンライン)

文教大学越谷校舎 学生委員会

はじめに(他大学の感染事例)

【他大学でのコロナ感染・クラスター発生事例】

- ●都内の大学※大学名無公表(10月9日):運動部に所属する部員23人が感染。バスでの異動などで感染が拡大し、 クラスターが発生したとみられる。当部では8日以降、男子部員3人の感染が相次いで確認され、その後新たに部内で 20人の感染が判明。
- <u>●早稲田大学(10月24日)</u>:アイスホッケー部で部員6人が感染。感染した6人はいずれも同じ寮に住んでいて感染 したものとみられている。
- ●法政大学(10月24日):サッカー部で部員・スタッフ合わせて20人が感染。合宿所から感染が拡大したとみられている。
- ●龍谷大学(11月10日):硬式野球部で新型コロナウイルスのクラスターが発生したことを受け、全てのキャンパスを立ち入り禁止とした。龍谷大学では9日までに滋賀・大津市にある瀬田キャンパスで活動する硬式野球部の部員 18人の感染が確認された。部員らは大津市内にある寮で生活していて、大学は寮で生活する部員約70人を外出禁止にした上で、瀬田キャンパスを含む3つのキャンパスを10日から15日まで原則、立ち入り禁止にしている。対面での授業は休講にし、オンラインでの授業のみにするという。
- ●立命館大学(11月10日)
 : 滋賀県草津市にあるびわこ・くさつキャンパスにて、飲み会に同席した学生など12人の感染が確認された。大学は10日まで対面での授業を一部休講にし、オンラインに切り替えるなど対応を行っている。
- ●大阪府立大学(11月11日):11月9日から10日にかけて同じサークルに所属する学生7人の感染が新たに確認された。また、同月3日~4日にかけて、このサークルに所属する24人の学生が一緒に旅行していたことが発覚。大学は11日~15日まで、感染した学生が通っていた中百舌鳥キャンパスで学生の構内への立ち入りを禁止にした。
- ●札幌大学(11月11日):11月9日、学生ら25人が、新型コロナウイルスに感染したと明らかにした。同大は同月 15日まで対面授業を休講、学生や学外者の大学立ち入りを禁止し、16~21日は全授業を遠隔で行うことにした。大 森義行学長名で大学のホームページに載せた発表によると、感染したのは学外で行われた懇親会に参加した学生らで、 軽症または無症状だったとしている。

本説明会の目的

【到達目標】

- ・新型コロナウイルス感染症がどのように感染拡大していくのか、その性質を理解する
- ・新型コロナウイルス感染症を大学内や課外活動で広め ないために、必要な対策を学習する
- ・「どのような工夫をすれば感染リスクを軽減して安全 な活動ができるか」について学習する

説明会の流れ

【学習①】

ウイルスはどこにいるのか

【学習②】

ウイルスはどのようにして身体に入るのか

【学習③】

ウイルス感染を防ぐための行動

【学習④】

感染者・クラスターを発生させないために

【学習①】ウイルスはどこにいるのか

感染した人の体内(鼻・口・喉・肺)に潜伏する

飛沫により放出される

- ⇒会話 (Im弱)
- ⇒咳(2~3m程度)
- ⇒くしゃみ(5m程度)



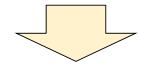


- ①飛散した飛沫(ウイルス)は飛散範囲にあるあらゆる所に付着する。 ⇒手・机・椅子・PC・文具・床・食器
- ②付着したものを触った手を介して、あらゆる所に付着する。 ⇒ドアノブ・手すり・スイッチ・水道レバー・トイレ・お金・つり革・ カード・スマホ 等

【学習①】ウイルスはどこにいるのか

ウイルスはどれくらい生きているのか?

- ・数時間は確実に感染力がある
- ・乾燥すると感染力がなくなるが、粘液や蛋白質の中で感染力を持つ
- ・4日間程度は感染力維持(鉄、アルミ、紙、繊維に付着したもの)



ウイルス感染防止に有効かつ簡便な対策は?

- ⇒消毒用アルコール(77-82%)
- ⇒石鹸を用いた20秒以上の手洗い
- ⇒次亜塩素酸ナトリウム(市販の漂白剤を薄めた(0.05%)もの)

【要注意】引火・塩素ガスの発生、目に入った場合の失明の危険性があるため、次亜塩素酸ナトリウムの取り扱いは十分注意すること。

【学習②】ウイルスはどのようにして 身体に入るのか

【ウイルスの主な感染経路】

◆接触感染

経路:自分の手についたウイルスが粘膜に接触する

(例) ウイルスのついた手で食事をする/顔を触る 等

◆飛沫感染 (エアロゾル感染)

経路:ウイルスを吸い込む、粘膜に付着する

(例) ウイルスの入った飛沫が目、鼻、口に入る

エアロゾル感染とは?

くしゃみや会話等で口から飛び出した飛沫のうち、遠くまで飛散する小さな飛沫(マイクロ飛沫感染)

⇒換気の悪い部屋だと数十メートル漂い感染する可能性がある

【学習③】ウイルス感染を防ぐための行動

【ウイルスを撒き散らさないために】

◎手による接触経路を遮断すること

ものに触る前に手を洗う/鼻、口を触らない/鼻、口を触ったら手を洗う

【ウイルスを身体に入れないようにするために】

◎物に触れる前に手指を消毒する 正しい手の洗い方

・石鹸手洗い、アルコール消毒







◎触れる物を消毒 ÄĸTċk〈軒をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくごすります。

・アルコールまたは次亜塩素酸



5 III TO II



旨の間を洗います。

親指と手のひらをねじり洗いします。

手首も忘れずに洗います。

◎消毒していない手で顔を触らない

【学習③】ウイルス感染を防ぐための行動



【学習③】ウイルス感染を防ぐための行動

【具体的な行動(団体活動時においても重要)】

(|) 飛沫感染防止対策を取ること

マスクを必ず着用すること/密接した状態での会話・発生を控えること 食事時の会話を控えること/施設利用後の手洗い、消毒の徹底 活動参加者全員の手洗い、消毒/ロ・鼻・目に不用意に触れないこと

(2)接触感染防止対策を取ること(清潔な環境の維持)

- ・触る物、触った物、場所(用具、床等)のアルコール消毒が
- ・鞄や上着を不用意に置かないこと
- タオルの共用を避けること

(3)「3密(密閉・密集・密接)」回避の対策を講じること

- ・ソーシャルディスタンスの確保(最低でもIm以上の距離)
- ・密閉空間を防ぐ(| 時間に2回以上、数分間の換気)
- ・近距離で接する活動を控える

【活動前後の消毒作業】 例えば・・・

<u>教室の活動</u> 机、椅子、ドアノブ、 筆記用具、床 等

<u>体育施設の活動</u> 練習道具、手すり、 椅子、ドアノブ、 整備用具、床 等

【感染防止策が十分でない(危険とされる)行動・環境の例】

⇒行動:会食/コンパ/カラオケ/近距離で接する活動 ⇒ ≪禁止≫

⇒環境:更衣室/防音室/窓の無い空間 等

【学習④】感染者・クラスターを発生させないために

【感染者発生・クラスター発生に伴い想定され得る影響】

●友人:濃厚接触者と特定された人物の自宅待機・授業出席停止

●授業:対面実施中の授業の一部休講あるいは全面休講

修得単位数の不足⇒学生の卒業要件に影響をきたすこともあり得る

●教育実習:受入先の学校からの断り(実習の中止)

●課外活動:他団体も含めた活動停止措置

【改めて意識徹底していただきたいこと】

- ・<u>大学内のみならず、普段の生活(自宅、アルバイト先、外出先等)においても</u> 感染防止の行動を徹底すること
- ・<u>ウイルス感染防止に関する知識習得及び感染症対策の重要性について、課外活</u> 動団体の組織員全員で共有すること

大切なこと

- ・自分が感染することを防ぐ
 - ・他人に感染させることを防ぐ

参考資料

- ・「MISSON 大学・サークルでクラスターを発生させない」 信州大学総合健康安全センター/信州大学医学部附属病院感染制御室
- ・「手洗いについて」

厚生労働省発出:啓発資料

- ・TBS NEWS「早大・法政大、部活でクラスター」 https://news.tbs.co.jp/newseye/tbs_newseye4 I I 0250.html
- ・日本経済新聞「東京の大学でクラスター 23人感染、足立の病院でも」 https://www.nikkei.com/article/DGXMZO64854590Z01C20A0CC1000/
- ・龍谷大学ホームページ https://www.ryukoku.ac.jp/nc/news/entry-6002.html
- ・TBS NEWS「学生7人感染の大阪府立大、キャンパス立ち入り禁止に」 https://news.tbs.co.jp/newseye/tbs_newseye4124275.html
- ・読売新聞「札幌大で25人感染…学外での懇親会に参加、学生ら学内立ち入り禁止に」 https://www.yomiuri.co.jp/national/2020|||-OYT||T50085/

【課外活動再開にあたり学生が遵守すべき事項】(文教大学課外活動再開ガイドライン)

新型コロナウイルス感染拡大により、本学学生の諸活動については3月以降中止としていましたが、大学の諸活動の再開が徐々に進みつつある状況に鑑み、課外活動についても段階的に再開してまいります。 本学の課外活動は本ガイドラインに基づき、再開初期の段階では活動できる団体数、人数及び使用可能な施設を制限し、感染防止対策が取れていると認めた団体から活動の再開を認めることから始め、新型コロナウイルス感染拡大状況等に鑑み、活動再開を認める範囲を段階的に広げていくこととします。

本ガイドラインは、本学の「2020年度秋学期新型コロナウイルス感染症拡大防止のための学生の行動指針」の他、「大学等における新型コロナウイルス感染症への対応ガイドライン」(文部科学省)、「UNIVAS 大学スポーツ活動再開ガイドライン」(一般社団法人大学スポーツ協会)等を参考に、学生の新型コロナウイルス感染を最大限防ぎながら本学の課外活動を再開することを目的として、課外活動再開にあたり新型コロナウイルス感染予防及び対策について、学生の皆さんに遵守してもらいたい事項を記載したものです。

活動再開を希望する各課外活動団体は、必ず本ガイドラインの内容を団体内(部員、顧問教員、指導者)で共有、遵守してください。万一、遵守できていないと顧問教員又は担当事務局が判断した場合には、直ちにその団体の活動を停止させること、また、団体の不作為により活動の安全が確保できていないと担当事務局が判断した場合には、関連規定等に基づき団体に対して処分を行うことがありますので、十分に留意してください。

<新型コロナウイルス(COVID-19)感染予防の基礎知識及び学生の行動指針>

感染症対策のポイントとして①感染源を断つこと、②感染経路を断つこと、③抵抗力を高めることの3つが 重要です。新型コロナウイルス感染症の基礎知識として以下の「感染経路」があることを理解のうえ、感染防 此のための行動指針を遵守してください。

【主な感染経路】(基礎知識)

- (1) 飛沫感染(咳・くしゃみ、おしゃべりによる感染)
 - ・感染者の咳やくしゃみによりウイルスが排出され、他人がそれを口や鼻から吸入することで感染が生じる。特に新型コロナウイルス感染症では、濃厚接触状態(手が届く範囲)における「おしゃべり」や、換気が悪い閉鎖空間でも感染が広がる可能性が指摘されている。
- (2) 接触感染 (手で触れることによる感染)
 - ・感染者のウイルスが付着した物 (ドアノブ、器具、携帯電話等) に手で触れた他人が、口や鼻、目を触る ことで粘膜から感染が生じる。排出され付着したウイルスは、条件次第では環境中で数日にわたって生き 続けることがある。

⇒【感染防止のための学生の行動指針】

- (1) 飛沫感染防止対策を取ること
 - ①マスクを必ず着用すること(咳エチケット)
 - ②密接した状態での会話や発声は避けること
 - ③食事時の会話は控えること
- (2) 清潔な環境を作り出すこと
 - ①手指を常に清潔に保つこと (手洗い・アルコール消毒の徹底、口・鼻・目に不用意に触れない)
 - ② 勒や上着を不用意に置かないこと
 - ③使用する物を消毒すること
- (3)「3 密 (密閉・密集・密接)」回避の対策を取ること
 - ①ソーシャルディスタンスを確保すること
 - ②密閉空間にしないこと
 - ③不要不急の集団活動や懇親会(飲み会、コンパ等)に参加しないこと
- (4) その他
 - ①規則正しい生活とバランスの取れた食事(自然免疫)

<活動前>

【活動再開計画書の作成・提出】

- ◎顧問教員の承認を得た計画書を事前に学生課へ提出すること(提出方法は学生課 HP 参照)
- (提出された計画内容を判断し、許可を得た団体のみ活動可)
- ◎以下の内容を団体内で検討、作成し、顧問教員の承認を必ず得ること(提出された計画書の内容について、顧問教員の承認を得ているのか学生課で確認します)
- ① 遵守事項の誓約
- ②団体内の感染防止対策
- ・感染防止対策・部内体制の明確化
- ・「感染防止対策責任者(注1)」を設置すること
- ・「感染防止対策実行担当者」を設置すること(上記「感染防止対策責任者」との兼務も可)
 - 注1)「感染防止対策責任者」は、団体内における以下の事項を担うものとする。
 - ・感染予防に必要な基本的な知識の習得、具体的な対策の学習の企画、実行
 - ・団体内の実施体制、連絡体制(大学・顧問教員・指導者等)の構築、実行
- ・活動に参加する部員全員の健康観察を実施すること
- ・活動に参加する部員全員の行動記録を取ること(各自)
- ・具体的な感染防止策を明記すること
- ・部員の行動、活動前後の準備、片付けにおけることを網羅すること
- ③部員の健康観察実施、体調管理方法の確立

【検温】

・検温等、部員の体調を継続的に把握し、体調の悪化や不良がある部員は活動に参加させない等の管理、 指導を徹底すること。

【記録、把握】

・「健康観察記録表」(別紙)を用いて、毎日行い、記録を残すこと

【判断】

- ・以下の事項に該当する場合は、自主的に活動を見合わせ、自宅待機とすること
 - ・体調がよくない場合 (例:発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合)
 - ・同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - ・過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

④団体内の連絡体制

- ・顧問、指導者、部員間の連絡体制を明記すること
- ⑤具体的な活動内容(場所、器具、人数、内容、時間等)を明記すること
- ・団体が所属する連盟、活動に関係する学会や業界団体等が示すガイドライン等を参照のうえ、活動 (練習) 内容を検討すること

⑥部員の参加意思確認

- ・活動参加が強制的なものにならない等、部員個々の事情を尊重し、配慮されていること
- ・活動に参加する部員(全員)の保護者の同意を得ること(「課外活動 保証人同意確認書」(別紙)を提出すること)

【新型コロナウイルス感染防止についての団体内での学習】

「感染防止対策責任者」を中心に、以下の内容を団体内で共有し、定期的に学習すること

①感染防止対策

・説明会時に大学から提示した資料に基づき、3 密回避、身体的距離の確保、マスク着用(咳エチケット)、 手指衛生等の基本的な知識の習得及び感染症対策の重要性を部員全員が理解すること

②学生の取りくむべき姿勢の理解

・学外での行動においても社会の一員として振る舞う責任があることを十分に自覚すること

【普段の生活で実践する感染防止対策(個人)】

・大学の「感染防止のための学生の行動指針」を遵守すること

【活動時に持参する物(個人)】

- ・移動、活動準備、更衣、ミーティング時等はマスクを必ず着用すること
- ・タオルは各自持参し、共用はしないこと(※その他の用具等についても可能な限り各自の物を用意することが望ましい。やむを得ず共有する場合は、使用後に手洗いや手指消毒を徹底すること)
- ・飲料(スポーツドリンク等)は各自持参し、回し飲みはしないこと

【移動時の感染防止対策(個人)】

- ・移動(自宅-大学)時の経路において、集団での移動、大声で話す、歩きながらの飲食等、自身や周囲の人 への感染リスクを高める行動はしないこと。
- ・学外指導者の入構は大学の定める内容に従うこと

【活動許可願の提出(団体)】

- ・活動の7日前までに、活動日時・場所・活動内容の詳細を所定フォームで申請すること
- ・活動当日に「参加者名簿」(実際に参加する学生氏名、検温結果等)を担当事務局へ提出すること
- ・検温等、部員の体調を継続的に把握し、体調の悪化や不良がある部員は活動に参加させない等の管理、指導 を徹底すること。
- ・「健康管理表」は必要に応じて提示できるように、活動参加者自身が各自携行すること

【学外での実習等に参加する学生の取り扱い(個人)】

・教育実習、介護等体験等の学外で行われる各種実習(以下、実習等)に参加する学生は、実習等の 実施2週間前から、課外活動の参加及び大学構内への立ち入りを避けること。

【活動開始前の検温】

- ・「感染防止対策実行対応者」を中心に、以下の手順で実施すること
 - ①当日の活動に参加する部員全員の検温実施。
 - ②検温結果を「参加者名簿」に記入(チェック)する。その際、検温結果が37.5 度以上の者、または体調不良者がいる場合は、活動の参加は認めず、速やかに帰宅させる。
 - ③検温結果を記入した「参加者名簿」を提出する。
 - 注1)「参加者名簿」の提出方法等、当日の手順詳細は、各校舎の定める指示に従うこと

【更衣室利用上の留意事項】

- ・更衣室利用に際しては、以下の事項を遵守すること
 - ●一度に入室する利用者定員を超えないこと
- ●更衣室内では会話は控え、速やかに利用すること
- ●人と人の距離をできるだけ 1~2m程度保つこと
- ●シャワー室の利用は禁止
- ●使用したロッカー等、触れた箇所は必ず消毒すること
- ●着替える時を除き、換気のため更衣室の窓は開けたままとすること
 - 注 1) 更衣室の入室定員、消毒手順等は、各校舎の定める指示に従うこと

【部室利用上の留意事項】

- ・活動時及び活動再開計画策定の準備等において、以下の範囲で部室の利用を認める。
 - ●目的(立入を認める行動):備品等の搬入出(10~15分程度)
 - ●室内に立入可能な人数:1~2名
 - ●部室に立ち入りをした学生は、必ず「行動記録表」に記入すること
 - 注1) 上記以外の目的による立ち入りは不可とする
 - 注2) 部室の鍵の貸借手順等は、各校舎の定める指示に従うこと

<活動中>

①3 密回避

- ・3つの密(密閉・密集・密接)を避けて活動すること
- ②施設利用の際は、定員を遵守して利用するとともに、利用者同士の接触を避け、施設利用中はお互いの距離 (2mを目安)を確保すること
 - ・鞄や上着等の荷物を床や机の上に置かないこと

③手指消毒の徹底

- ・普段よりも頻回にこまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること
- ・共用物(複数人が触る物)に触れた後は、顔には触らず、手洗い、アルコール等による手指消毒を徹底すること

④屋内施設の換気

- ・屋内施設の利用中は定期的に換気をすること
- ・教室は可能な限り、窓やドアを開けて常時換気すること。困難な場合は、30分に1回程度、数分間全開することで空気を入れ換えること

⑤マスク着用

- ・活動中は可能な限りマスクを着用すること
- ・ただし、スポーツ活動中のマスク着用は、人との距離が十分に確保されている場合においては、本人の判断により未着用でも可とする

⑥接触回避の徹底

- ・ミーティング等も含め密接した状態での会話や発声は避け、話をする場合はマスク着用の上、身体的距離 (前後 2m) の確保を徹底すること
- ・接触プレーのある運動競技については、可能な限り、接触機会を減らすような工夫を行うこと
- ・接触の無い活動(演奏、合唱等含む)では、身体的距離(前後 2m)の確保を徹底すること
- ・強度の高いスポーツ活動では、より一層の身体的距離の確保を徹底すること
- ・歩く、走る練習では、前の人の呼気の影響を受けるため前後一直線に並ぶことを避けること
- ・活動(施設利用)中に大きな声で会話、応援等をしないこと
- ・紙類(プリント、楽譜、教則本当)の共用は避けること
- ・タオルは各自持参し、共用はしないこと(※その他の用具も可能な限り共用しない)
- ・飲料(スポーツドリンク等)は各自持参し、回し飲みはしないこと
- ・活動に必要な場所(活動する施設、トイレ等)以外には立ち寄らないこと。

⑦活動内容の記録

- 「活動許可願」の内容に沿った活動を行ったことを「活動報告書」に記録すること。
- ・顧問教員の立会いが無い場合は、活動状況を録画(ビデオカメラ、スマホ等)し、担当事務局、顧問教員 へ提示すること。

<活動後>

①手指消毒の徹底

- ・こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること
- ②施設使用終了後の清掃、消毒の徹底及び確認 (学外での活動の場合は、主催者又は施設管理者の指示に従うこと)
 - ・活動中に使用、接触した施設、設備(机、椅子、ドアノブ、床等)をアルコールシート等で入念に清掃、 消毒すること
 - ・活動中に使用、接触した器具(大学備品、私物等 接触した物は全て)をアルコールシート等入念に清掃、消毒すること
- ・清掃、消毒終了後、「感染防止対策実行担当者」は「清掃・消毒チェックリスト」(別紙) に記入すること ③更衣室利用上の留意事項(P5参照) (学外での活動の場合は、主催者又は施設管理者の指示に従うこと)
- ④シャワーの利用禁止 (学外での活動の場合は、主催者又は施設管理者の指示に従うこと)
 - ・当面の間、シャワー室は利用禁止
- ⑤ゴミ処理 (学外での活動の場合は、主催者又は施設管理者の指示に従うこと)
 - ・活動中に出たゴミは、配付されたゴミ袋にまとめ、必ず全て備え付けのゴミ箱へ捨てること
 - ・活動場所にゴミを絶対に放置しないこと (使用した施設内にゴミが放置されていた場合には、活動再開許可を取り消し、次回以降の活動を認めない)
- ⑥屋内施設の換気 (学外での活動の場合は、主催者又は施設管理者の指示に従うこと)
 - ・ 屋内施設の使用後は一定時間以上換気をすること

⑦活動終了報告

- ・退校時に、活動参加者は「行動記録表」(別紙)を提出すること(学外での活動の場合は不要)
- ・退校時に、「感染防止対策実行担当者」は「清掃・消毒チェックリスト」(別紙)を提出すること(同上)
- ・「感染防止対策実行担当者」は、活動終了翌日~3日以内に担当事務局へ「活動報告書」(別紙)を提出する
- ・顧問教員の立会いが無い場合は、録画した活動状況を活動終了翌日~3日以内に担当事務局、顧問教員へ提示すること
- ・活動終了報告後は、全員速やかに退校すること

⑧移動(帰宅)

- ・帰宅(大学-自宅)時の経路においてマスクは必ず着用のうえ、集団での移動、大声で話す、歩きながらの 飲食等、自身や周囲の人への感染リスクを高める行動はしないこと
- ・懇親会(飲み会、コンパ等)、食事会等の感染リスクを高める行為の実施及び参加をしないこと

<感染者や感染が疑われる者が発生した場合>

①部員から以下のいずれかに該当する者が出た場合には、速やかに以下のとおり対応すること。

- ・感染が明らかとなった者
- ・発熱、体調不良等、感染が疑われる者
- ・濃厚接触者と特定された者
- ・PCR 検査の対象となった者
- ◎<当該の部員本人>は以下の内容を速やかに<大学>へ連絡すること。

<大学>への連絡は以下の連絡フォームを利用すること。

https://www.koshigaya.bunkyo.ac.jp/koshigak/news/2338

併せて、<当該の部員本人>は<感染防止対策責任者>及び<顧問教員>へ連絡すること。

【連絡内容】

- ●学籍番号
- ●学生氏名
- ●事由(症状):「37.5 度以上の発熱」「呼吸器症状がある」「倦怠感がある」「PCR 検査結果が陽性」 「コロナ罹患者と濃厚接触があった」「濃厚接触者と特定された」「PCR 検査の対象となった」 「その他」
- ●事由の発症・発生日時(20XX 年●月●日 ●時頃)
- ●連絡時点の症状
- ●発症・発生前後での他者との接触状況、大学構内入構履歴 毎

有(20XX 年●月●日 ●時頃 誰と接触したか、構内の立ち寄った場所)

- ②上記の連絡を受けた場合に大学は、速やかに以下の対応を取る。
 - ●当該校舎における全ての課外活動予定を速やかに停止する。
 - ●当該部員の行動履歴を確認のうえ、部内の濃厚接触者の有無、利用施設等を把握し、対策支部へ報告する。
 - ●対策支部の指示、連携のもとで必要な措置(感染者、濃厚接触者への指示・連絡、使用施設の消毒等)を取る。
- ③当該の部員本人の他、部内の濃厚接触が疑われる学生に対して、状況に応じて対策支部の指示により以下の 措置を取ることがある。
 - ・一定期間の構内への立ち入り禁止及び自宅待機
 - ・家族以外との接触は極力避ける

2020/12/3 資料4) 提出: <u>年 月 日</u>

文教大学 学生(教育支援)課 御中
団体名:体育会・文化会
代表学生氏名(学籍番号):
顧問教員氏名:
文教大学 課外活動再開計画書
文教大学課外活動再開ガイドラインに基づき段階的に活動再開を行うにあたり、下記のとおり、現状
に則した活動内容のほか新型コロナウイルス感染症拡大防止の取り組みについて団体内で確認した「課
外活動再開計画書」を提出します。
記
I. 課外活動再開に係る基本方針について遵守することを誓約します
以下の文書を確認の上、✓を入れてください。
□ 「文教大学課外活動再開ガイドライン」を確認しました。
□ 配付された「感染防止対策学習資料」を部員全員で共有し、理解しました。
2. 団体内における具体的な感染防止策
・団体内に「感染防止対策責任者」、「感染防止対策実行対応者(感染防止対策責任者との兼務可)」を
置くこと。
・各団体の活動状況・環境にあった、活動中及び活動の前後における十分な感染拡大防止対策の内容
<u>を具体的に明記</u> すること。
◆感染防止対策責任者氏名・学籍番号:
◆感染防止対策実行対応者氏名・学籍番号:
 ◆活動中の感染防止対策の内容
◆活動の前後における感染防止対策の内容
(活動場所)(使用器具)(活動人数)(感染対策)(誰が)(どのように)

3.	部冒	の体	調僧	理等
.		V / P4	· 6/01 E	. <i>)</i> + + +

- ・活動に参加する部員全員の健康観察の実施及び行動記録を取ること。
- ・検温等、毎日の部員の体調管理を継続的に把握し、体調の悪化や不良がある部員は活動に参加させない等の団体としての管理、指導体制の内容を具体的に明記すること。
- ◆部員の健康観察の実施方法、手順、取りまとめ等 (何を-検温等)(誰が)(いつ)(どのように)(どれくらいの期間)

◆部員の行動記録の取り方、手順、取りまとめ等 記録・把握(誰が)(いつ)(どのように)

◆活動に参加させない等の判断、指導体制の内容 (誰が)(どのように)

4. 団体内の連絡体制

・<u>顧問教員、部員、指導者(いる場合のみ)との連携が十分に取れており</u>、団体内の<u>指示命令・連絡</u>体制が明確に組織されていることを具体的に明記すること。

(連絡体制/連絡網等の可視化) ※別紙でも可

5.	且	休	約	な	活	動	内	宓
J.	ᆕ	.M	נים	' A	70	ギ川	ИЧ	4

・人数、活動場所、時間、活動形態等を一定程度制限した活動の内容を具体的に明記すること。

八妖、伯勤勿川、时间、伯勤ル芯守で、足住反响氏した伯勤の自行で六件町に切配すること。 マルップロススと思いては、思くしるツムを製用ロリケッコとのとなったと思ったとしてお
・団体が所属する連盟、活動に関係する学会や業界団体等が示すガイドライン等を参照のうえ、活動
内容を検討すること。
◆「各競技団体、連盟、学会、業界団体のガイドライン」の確認 済 · 未
(参照資料名:
◆具体的な活動(練習)内容
(活動場所)(使用器具)(活動人数)(活動/練習形態・内容)(活動時間)

6. 部員の参加意思確認	6.	部員	σ	糸	hп	音	思	確認	Q
--------------	----	----	----------	---	----	---	---	----	---

・活動参加が強制的なものにならない等、部員個々の事情を尊重し、配慮されていることを具体的に 明記すること。なお、学外実習に参加予定の学生は実習の2週間前から活動に参加できないことに 留意すること。

・参加する部員については「活動参加者名簿」(別紙)を作成し、活動再開計画書に添付すること。
・活動再開計画の内容について大学からの許可を受けた後、活動参加者は「課外活動 保証人同意確
認書」(別紙)の作成を保証人に依頼し、活動に対する同意を得た上で、大学へ提出すること。
◆活動参加における、部員個々の事情を尊重し、配慮するための具体的な内容
7. 顧問教員の承認
上記の課外活動再開計画の内容について、承認いたします。
2020年 月 日 顧問教員氏名:

以上

※その他資料やスケジュール案等あれば別紙で提出してください。

※「課外活動再開計画書」の各項目内容は、抽象的な書き方はせず、具体的に記述してください。 (誰が、いつ、どのように 等)

【学生(教育支援)課記入欄】		

2020/12/3 資料 4 (記入例)

提出: 2020 年 12 月 10 日

文教大学 学生(教育支援)課 御中

団体名:体育会・文化会体育会野球部

代表学生氏名(学籍番号): 文教 太郎(B9E99999)

顧問教員氏名: 文教 次郎

文教大学 課外活動再開計画書(記入例)

文教大学課外活動再開ガイドラインに基づき段階的に活動再開を行うにあたり、下記のとおり、現状に則した活動内容のほか新型コロナウイルス感染症拡大防止の取り組みについて団体内で確認した「課外活動再開計画書」を提出します。

記

1. 課外活動再開に係る基本方針について遵守することを誓約します

以下の文書を確認の上、✔を入れてください。

- ✓ 「文教大学課外活動再開ガイドライン」を確認しました。
- ✔ 配付された「感染防止対策学習資料」を部員全員で共有し、理解しました。
- 2. 団体内における具体的な感染防止策
- ・団体内に<u>「感染防止対策責任者」、「感染防止対策実行対応者</u>(感染防止対策責任者との兼務可)」を置くこと。
- ・各団体の活動状況・環境にあった、活動中及び活動の前後における十分な感染拡大防止対策の内容 を具体的に明記すること。
- ◆感染防止対策責任者氏名・学籍番号: 文教 太郎 (B9E99999)
- ◆感染防止対策実行対応者氏名・学籍番号: 藍蓼 三郎 (B9H99999)
- ◆活動中の感染防止対策の内容
- ◆活動の前後における感染防止対策の内容

(活動場所)(使用器具)(活動人数)(感染対策)(誰が)(どのように)

(活動場所) 文教大学第2グラウンド・学外施設(他大学グラウンド)

(使用器具) ボール、キャッチャー道具、バット、グローブ、トンボ、ベース、L字・集球ネット。

(活動人数) 20 人

(感染対策)

①活動前・活動中・活動後のそれぞれにおいて、活動に参加する部員は以下の対策を実施する。

【活動前】集団移動を避ける/大声での会話をしない/移動中のマスクの着用

【活動中】飛沫感染防止のため、周囲の部員とは 2m 以上の間隔を空けて練習する/飲料は持参し、ジャグ、共用のコップは当面使用しない/活動中はこまめに手指の消毒、手洗いを行う/タオルの持参/飲食をしない/ランニングの際は前後一直線の並びを避ける/共有物に触れた手で顔を触らない/学外での活動の際は、当該施設の指示に従い感染防止対策を部員全員が実施する

【活動後】道具の清掃・消毒/手洗い、うがいの実施/手が触れた・飛沫が飛散したであろう施設の清掃・消毒/学内活動においてゴミが出た場合は、必ず自身で持ち帰るか、大学から配付されたゴミ袋に捨てる/学外での活動の際は、当該施設の指示に従い感染防止対策を部員全員が実施する

②活動後の【清掃・消毒作業】【ゴミの回収】に関して、毎回以下の確認を行う。

【清掃・消毒作業】

・清掃・消毒が必要な道具・施設等のチェックリストをあらかじめ部内で作成しておき、清掃・消毒 実施後、感染防止対策責任者及び感染防止対策実行対応者がチェックリストに基づき確認する。

【ゴミの回収】

感染防止対策実行対応者を担当者に設定し、以下の作業を行う。

- ・集約したゴミを敷地内のゴミ箱に封をした状態で捨てる。
- ・感染防止敷地内に捨て残したゴミはないか、帰宅前に最終的な確認を行う。

3. 部員の体調管理等

- ・活動に参加する部員全員の健康観察の実施及び行動記録を取ること。
- ・検温等、毎日の部員の体調管理を継続的に把握し、体調の悪化や不良がある部員は活動に参加させ ない等の団体としての管理、指導体制の内容を具体的に明記すること。
- ◆部員の健康観察の実施方法、手順、取りまとめ等

(何を-検温等)(誰が)(いつ)(どのように)(どれくらいの期間)

【活動日の一週間前から活動前日まで】

部員は健康観察記録表に毎日の検温状況及び体調を記入し、その記入内容を感染防止対策実行対応者に報告する。実行対応者は Google のスプレットシートに部員の検温状況、体調を記録しておく。なお、この検温記録は感染防止対策責任者と共有する。

【活動当日】

グラウンドに入構の際に参加部員全員の検温を実施し、参加者名簿に取りまとめる。

◆部員の行動記録の取り方、手順、取りまとめ等

記録・把握(誰が)(いつ)(どのように)

【毎回の活動前】

行動記録表を部員全員が所有しているかどうかを、感染防止対策実行対応者が確認する。併せて、活動終了後(退校前)に必ず行動記録表を大学へ提出してから解散する旨、部員と共有する。

【毎回の活動後】

活動終了後(退校前)に部員を集め、「行動記録表への記入を済ませたか」「大学への提出を済ませたかどうか」を感染防止対策責任者・感染防止対策実行者が確認する。確認が取れ次第、解散する。

◆活動に参加させない等の判断、指導体制の内容

(誰が)(どのように)

- ・健康観察の過程で37.5 度以上の熱が発生した部員を確認した場合
- ・体調不良を訴える部員が居た場合(発熱、咳、息苦しさ、倦怠感、嗅覚・味覚の以上など)
- ・同居家族や身近な知人に感染者が発生、あるいは感染が疑われる場合
- ・過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

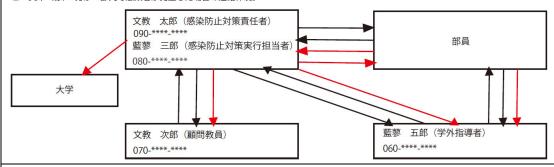
上記に該当する部員に対しては、感染防止対策責任者から活動参加を見合わせるよう指示する。

4. 団体内の連絡体制

・<u>顧</u>問教員、部員、指導者(いる場合のみ)との連携が十分に取れており、団体内の指示命令・連絡 体制が明確に組織されていることを具体的に明記すること。

(連絡体制/連絡網等の可視化)※別紙でも可

- ① 矢印(黒):相互に連絡が取りあえるよう、連絡先を共有。
- ② 矢印(赤):万が一部内で感染者が発生した場合の連絡体制。



5. 具体的な活動内容

- ・人数、活動場所、時間、活動形態等を一定程度制限した活動の内容を具体的に明記すること。
- ・団体が所属する連盟、活動に関係する学会や業界団体等が示すガイドライン等を参照のうえ、活動 内容を検討すること。
- ◆「各競技団体、連盟、学会、業界団体のガイドライン」の確認 (済)・ 未 (参照資料名: JSBB 感染予防対策ガイドライン)
- ◆具体的な活動内容
- ・2021年3月31日までの活動計画(練習、試合、大会、催物等)と、活動内容を記入すること。
- ・合宿、懇親会(コンパ含む)、参加者が多く見込まれるイベントの主催・企画に関する活動は、引き 続き不可とする。

(活動場所)(使用器具)(活動人数)(活動/練習形態・内容)(活動時間)

① 活動再開後、1週目~4週目の活動予定(2021年1月下旬まで)

活動場所	文教大学第2グラウンド
活動人数	20人(最大暫定)
活動時間	2時間
活動内容	練習再開準備期間・練習導入期間として位置づけ、運動強度の低い基礎練習のみ行う。 (具体的な練習メニュー) 軽度のランニング、キャッチボール(近~中距離)、トスバッティング、ボール回し、ノック、ロングティー

② 活動再開後、5週目~8週目の活動内容(2021年2月下旬まで)

活動場所	文教大学第2グラウンド
活動人数	20 人 (最大暫定)
活動時間	2時間
活動内容	練習再開期間・試合準備期間として位置づけ、基礎体力・技術向上に向けた専門
伯數內台	的な練習を再開していく。

	(具体的な練習メニュー)
	ランニング、ダッシュ、キャッチボール(遠投も再開)、ボール回し、ノック、フ
	リーバッティング、ケースバッティング、ウエイトトレーニング(中強度のもの)

③ 活動再開後、9週目~12週目の活動内容(2021年3月下旬まで)

活動場所	(練習) 文教大学第2グラウンド・他大学グラウンド
伯到场別	(対外試合) 他大学グラウンド・球場
活動人数	20人(最大暫定)
活動時間	2時間
	(練習)②で挙げた練習メニューのほか、強度の高いサーキットトレーニング、
	長距離ランニングといった練習を再開する。
活動内容	(対外試合)4月以降予定されているリーグ戦に備え、第2グラウンド・または他
	大学グラウンドを試合会場として、練習試合を行う。なお、第 2 グラウンドでの
	試合の場合は活動時間を加味し、1時間30分経過でイニングを切り上げる。

毎回の活動の様子と、活動前・中・後の具体的な感染防止策(活動再開計画書 2 にて記載した内容) を講じている様子を撮影し、活動後、報告書とともに大学へ記録を提出する。

6. 部員の参加意思確認

- ・活動参加が強制的なものにならない等、部員個々の事情を尊重し、配慮されていることを具体的に 明記すること。なお、学外実習に参加予定の学生は実習の2週間前から活動に参加できないことに 留意すること。
- ・参加する部員については「活動参加者名簿」(別紙)を作成し、活動再開計画書に添付すること。
- ・活動再開計画の内容について大学からの許可を受けた後、活動参加者は「課外活動 保証人同意確認書」(別紙)の作成を保証人に依頼し、活動に対する同意を得た上で、大学へ提出すること。
- ◆活動参加における、部員個々の事情を尊重し、配慮するための具体的な内容
- あらかじめ以下の事項を全部員で確認・共有している。
- ・体調不良を訴える部員が居た場合、例え自身が活動参加を望んだ場合であっても、体調を最優先し 参加を見合わせること(活動中であれば、速やかに帰宅する)。
 - ⇒発熱、咳、息苦しさ、倦怠感、嗅覚・味覚の以上など
- ・家族や友人等、部員の身近な人物に感染が発覚、もしくは感染が疑われる場合、当該部員の活動参加を見合わせること。
- ・体調不良を訴える、または感染が疑われる部員に対して、活動参加を促さずに、自宅待機に努める よう喚起すること。
- ・学外実習の参加予定の有無を履修登録状況と照らし合わせて確認している。実習を予定している場合は、実習日程が決まり次第、感染防止対策責任者に申告することとしている。
- ・感染防止対策責任者から全部員に対して、「コロナ禍の情況下で活動に参加したいか、あるいはしたくないかどうかの確認を行い、部員の活動参加への意向をもとに活動計画を練っている。

7. 顧問教員の承認

上記の課外活動再開計画の内容について、承認いたします。

2020年 12月 10日	顧問教員氏名:	文教	次郎	

以上

- ※その他資料やスケジュール案等あれば別紙で提出してください。
- ※「課外活動再開計画書」の各項目内容は、抽象的な書き方はせず、具体的に記述してください。 (誰が、いつ、どのように 等)

【学生(教育支援)課記入欄】	

活 動 参 加 者 名 簿 (活動再開計画書添付用)

【団体名】

【代表者】

【指導者】

※指導者の参加を計画している場合は、上枠に氏名を記入すること。

No	※指导者の参加を計画している場合は、上代 学籍番号	氏 名
- 1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
Ш		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		
21		
22		
23		
24		
25		
26		
27		
28		
29		
30		

文教大学 学生委員長 殿

課外活動 保証人同意確認書

課外》	舌動区	引体			の	月	日付	作成の	課外活	動再開	引計画	書を確認	忍
下記学生	生が活	5動に参	参加す	ること	を、保	証人と	して同	意いた	します	O			
			_										
	学	生	氏	名									
	学	籍	番	号									
	所	属	団 体	名									
													•
	亿新	エん氏ゟ	z (白!	翠)							E	П	

以上

文教大学 学生委員長 殿

課外活動団体名	
代表学生氏名	
顧問教員氏名	

活動許可願

「文教大学課外活動再開ガイドライン」の遵守事項、及び「文教大学 課外活動再開計画書」に記載した事項に則り、以下のとおり活動しますので、許可をお願いいたします。

活動予定日時	年 月 : ~ :	目():	活動人数		٨			
活動場所			指導者の参加	有/無	氏名:			
タイムスケシ	ブュール(開始か <i>ら</i>	終了後の片付け	を含めたスケジ	ュールを記	入してください)			
時間			活動内容					
: ~	(メニュー)							
. ~	(使用器具)							
: ~	(メニュー)							
. ~	(使用器具)							
: ~	(メニュー)							
. ~	(使用器具)							
: ~	(メニュー)							
. ~	(使用器具)							
: ~	(メニュー)							
. ~	(使用器具)							
: ~	(メニュー)							
. ~	(使用器具)							
: ~	(メニュー)							
. ~	(使用器具)							
: ~	(メニュー)							
. ~	(使用器具)							
: ~	(メニュー)							
. ~	(使用器具)							
:	活動終了・下校							
緊急連絡先	氏名		携带	詩電話番号				

学生委員長承認印	学生課長/教育支援課長承認印	学生課/教育支援課受付

【団体名】						
【代表者】						
【活動日】	月	日	()		
【指導者】						

No	学籍番号	上枠に氏名を記入すること。 氏 名	当日の検温結果(□にチェック)
	丁相田フ	N D	※37.0℃以上の場合は検温結果の値を記入 —
-			□37.0℃未満 □37.0℃以上()
2			□37.0℃未満 □37.0℃以上()
3			□37.0℃未満 □37.0℃以上()
4			□37.0℃未満 □37.0℃以上()
5			□37.0℃未満 □37.0℃以上()
6			□37.0℃未満 □37.0℃以上()
7			□37.0℃未満 □37.0℃以上()
8			□37.0℃未満 □37.0℃以上()
9			□37.0℃未満 □37.0℃以上()
10			□37.0℃未満 □37.0℃以上()
Ш			□37.0℃未満 □37.0℃以上()
12			□37.0℃未満 □37.0℃以上()
13			□37.0℃未満 □37.0℃以上()
14			□37.0℃未満 □37.0℃以上()
15			□37.0℃未満 □37.0℃以上()
16			□37.0℃未満 □37.0℃以上()
17			□37.0℃未満 □37.0℃以上()
18			□37.0℃未満 □37.0℃以上()
19			□37.0℃未満 □37.0℃以上()
20			□37.0℃未満 □37.0℃以上()
21			□37.0℃未満 □37.0℃以上()
22			□37.0℃未満 □37.0℃以上()
23			□37.0℃未満 □37.0℃以上()
24			□37.0℃未満 □37.0℃以上()
25			□37.0℃未満 □37.0℃以上()
26			□37.0℃未満 □37.0℃以上()
27			□37.0℃未満 □37.0℃以上()
28			□37.0℃未満 □37.0℃以上()
29			□37.0℃未満 □37.0℃以上()
30			□37.0℃未満 □37.0℃以上()

健康観察記録表

文教大学

この用紙は、医療機関の受診や相談の際に活用してください。

所属•学籍番号

氏 名

	□													
日付	曜日	時間	体温℃	n+				倦怠感 (だるさ)	味覚異常 (味がしない)	嗅覚異常 (臭いがしない)		器症状 	その他症状	その日の行動 受診した場合、医療機関名と診断名
				咳	咽頭痛	鼻水	息苦しい	(/586)	(味かりない)	(臭いかしない)	下痢	嘔吐	·	
<u>記載例</u> 3/1	B	7:00	36.9	Δ				0						自宅学習
3/2	月	15:00	38.2	0				0					頭痛、関節痛	OOクリニック受診、インフルエンザA型の診断
		_												
						_								
_														
			_											

【行動記録表】

【学籍番号】			<u> </u>	【氏名】			
【入構日】				I	【退出	出時間】	
				_			
【入構目的】	授業	• PC教室	.	ピアノレッスン棟		図書館 ・ その他()



※ 今日, 予定していた場所以外に立ち寄った場所があれば, 色ペンで丸を付け, 場所を記載してください。

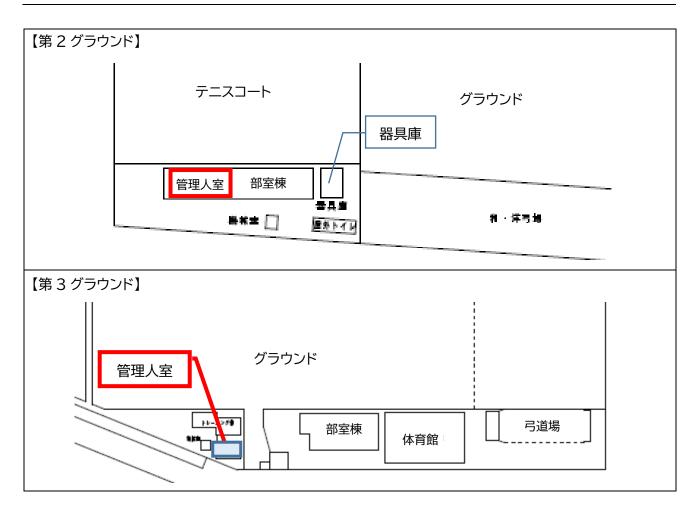
号館名·教室番号	用件

※「行動記録表」は退構時に必ず警備室の回収箱に入れてください。

行動記録表(2・3グラ用)

団体名	
学籍番号	氏名
入構日	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

入構目的 課外活動 ・ 部室利用 ・ その他()



※今日、予定していた場所以外に立ち寄った場所があれば、色ペンで丸を付け、場所を記載してください。

施設名称	用件

※この用紙は、退構時に管理人室の回収箱に入れてください。

第2・第3グラウンド入構時の注意事項

- ●入構時に必ず検温すること。体温が 37.5℃以上ある場合は、速や かに帰宅すること。
- ●3つの密を避ける事(密閉・密集・密接)。
 - ・更衣室や部室の利用ルールを遵守すること。
 - ・近い距離で集まらないこと(1m以上間隔をとる)。
 - ・手が届く距離で会話をしないこと。
- ●活動に支障がある場合を除き、常にマスクを着用すること。
- ●マスクを不用意に触らないこと。
- ●手洗い、うがいをこまめに行うこと。
- ●手で顔や目を触らないようにすること。
- ●設備や共有物に必要以上に触れないこと。
- ●体調に異常を感じたら速やかに帰宅すること。
- ●活動中も、手指を積極的に消毒すること。
- ●指定されたエリア以外には立ち入らないこと。
- ●活動終了後は、使用した器具や手指の消毒を徹底すること。
- ●活動終了後は速やかに帰宅すること。
- ●無症状で感染している場合があります。「感染しない」も重要ですが、 「感染させない」意識も重要です。

文教大学 学生委員長 殿

課外活動団体名	
代表学生氏名	
顧問教員氏名	

活動報告書

「文教大学課外活動再開ガイドライン」及び「文教大学 課外活動再開計画書」に記載した事項を遵守し、 以下のとおり活動したことを報告いたします。

活動日時	年 月 : ~		活動人数		人
活動場所			指導者の参加	有/無	氏名:
活動内容	(実際に行っ	った活動メニューを記	入してください)		
実際に行った 衛生対策	活動前				
	活動中				
	活動後				
事故・怪我の有無 (○印をつけてく ださい)	有				記入してください。) 認の連絡を行います。)
	無				

学生委員長承認印	学生課長/教育支援課長承認印	学生課/教育支援課受付

清掃・消毒チェックリスト

【提出日時】 【団体名】	-	
【提出者学籍番号】	-	
【提出者氏名】	_	
【教室】(活動した教室を記入すること:)
項目	チェック	確認事項
施設•設備		(机、椅子、ドアノブ、床等 移動・接触した箇所を入念に)
器具		(大学備品、私物等 接触した物は全て)
ゴミの処理		ゴミは全て備え付けのゴミ箱へ捨てること
使用前の通り、復元されているか		
【体育館】(利用した施設にOを付けること: メインアリーナ・・	サブアリーナ	-・更衣室)
項目	チェック	確認事項
施設•設備		(バドミントンネット、バレーボールネットの支柱、 ドアノブ、床等 移動・接触した箇所を入念に)
器具		(大学備品、私物等 接触した物は全て)
ゴミの処理		ゴミは全て備え付けのゴミ箱へ捨てること
使用前の通り、復元されているか		

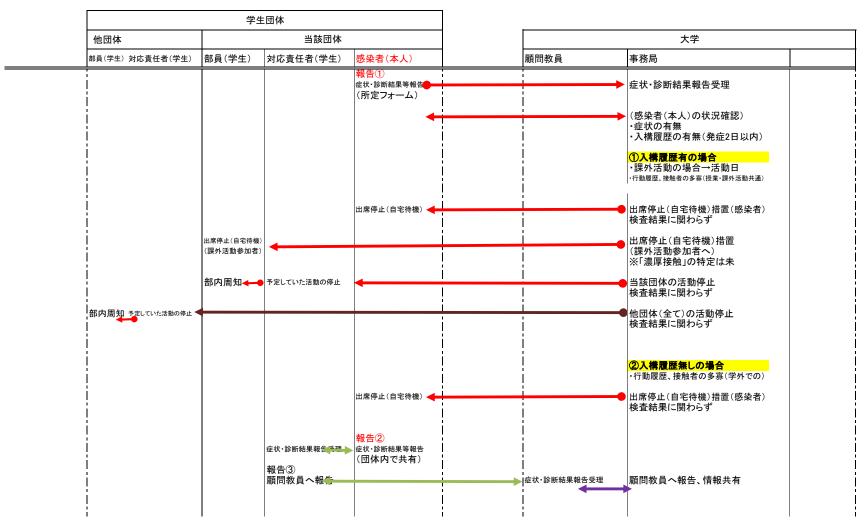
【グラウンド】(利用した施設にOを付けること: 学内グラウンド・学内テニスコート・オムニコート・第2グラウンド・第3グラウンド)

項目	チェック	確認事項
施設・設備		(ベンチ等接触した箇所を入念に)
器具		(大学備品、私物等 接触した物は全て)
ゴミの処理		ゴミは全て備え付けのゴミ箱へ捨てること
使用前の通り、復元されているか		

【提出先】学内:正門警備室 第2・第3グラウンド:管理人室

◎感染者が生じた場合の具体的な連絡手順

(参考 2020/9/15 2文科高大543号 大学等における本年度後期等の授業の実施と新型コロナウイルス感染症の感染防止対策について(周知))



2021年3月22日~4月末

<越谷> 活動可能な曜日・時間 ●日曜・祝日・休日(冬期休業含む) ●午前の部)10:00~12:00 午後の部)13:00~15:00 ※入校9:30~、完全退校~15:30

活動可能な団体 体育会・文化会所属団体、学友会総務部、体育会本部、文化会本部及び藍蓼祭実行本部

活動可能な学内施設 【体育施設】	ž	団体数	人数上限	活動時間上限	備考	注意事項	_
	メインアリーナ						使用停止
	サブアリーナ						使用停止
学内体育館	トレーニングルーム	-	×			感染拡大防止の観点から当面不可	
子內仲月貼	更衣室(2F)						使用停止
	トイレ(2F)						使用停止
	トイレ(1F)						使用停止

学内GR						使用停止
学内テニスコート						使用停止
オムニコート						使用停止
	プール	×	×	-]
プール	更衣室	1	5	<u> </u>	人数制限、ルール下での利用可]
	シャワー室	×	×	_	利用不可	

<第2GR>

())= (()					
第2GR	1	50	2h	休日は2h×2団体(午前1·午後1)	インターバル(12:00~13:00)期間で要清掃、入替
第2GRテニスコート	1	20	2h	休日は2h×2団体(午前1·午後1)	インターバル(12:00~13:00)期間で要清掃、入替
更衣室	1	5	_		人数制限、ルール下での利用可
シャワー室	×	×	_		利用不可
部室	-	2	10~15分	荷物等の搬入出に限定	ルール下での利用(立入)可

<第3GR>

第3GR	1	50	2h	休日は2h×2団体(午前1·午後1)	インターバル(12:00~13:00)期間で要清掃、入替
第2体育館	1	20	2h	休日は2h×2団体(午前1·午後1)	インターバル(12:00~13:00)期間で要清掃、換気、入替
弓道場	1	20	2h		
更衣室	1	5	-		人数制限、ルール下での利用可
シャワ一室	×	×	_		利用不可
部室	-	2	10~15分	荷物等の搬入出に限定	ルール下での利用(立入)可
スタジオ	×	×	_		感染拡大防止の観点から当面不可

2021年3月22日~4月末

<越谷> 活動可能な曜日・時間 ●日曜・祝日・休日(冬期休業含む) ●午前の部)10:00~12:00 午後の部)13:00~15:00 ※入校9:30~、完全退校~15:30

活動可能な団体 体育会・文化会所属団体、学友会総務部、体育会本部、文化会本部及び藍蓼祭実行本部

活動可能な学内施設

団体数

人数上限 活動時間上限 備考

注意事項

【教室	Ē)
-----	----

【教室】							
1号館	-	×	×	_			
2号館	235	1	51(定員の1/3)	2h		インターバル(12:00~13:00)期間で要清掃、換気、入替	
3号館	3301	1	59(定員の1/3)	2h			
	3401	1	59(定員の1/3)	2h			
	3501	1	59(定員の1/3)	2h			共
4 号 館	415	1	27(定員の1/3)	2h			
	416	1	36(定員の1/3)	2h			
	426	1	36(定員の1/3)	2h			
	437	1	36(定員の1/3)	2h			
5号館	-	×	×	_			
	621	1	33(定員の1/3)	2h			
	631	1	51(定員の1/3)	2h	休日は2h×2団体(午前1・午後1)	インターバル(12:00~13:00)期間で要清掃、換気、入替音	
6 号 館	636	1	30(定員の1/3)	2h			
	641	1	36(定員の1/3)	2h			
	643	1	95(定員の1/3)	2h			
	711	1	18(定員の1/3)	2h			
	715	1	25(定員の1/3)	2h			音出しる
	716	1	95(定員の1/3)	2h			
7 □ &⇔	722	1	25(定員の1/3)	2h			
7号館	724	1	27(定員の1/3)	2h			
	725	1	109(定員の1/3)	2h			
	732	1	27(定員の1/3)	2h			
	734	1	27(定員の1/3)	2h			
8号館	_	×	×	_			
9号館	-	×	×	_			
10号館	_	×	×	_			
11号館	-	×	×	_			
12 号 館	_	×	×	-			
13 号 館	13101	1	136(定員の1/3)	2h	休日は2h×2団体(午前1・午後1)	インターバル(12:00~13:00)期間で要清掃、換気、入替	音出し可

【その他】

学生食堂	1F	×	×	_		
	2F	×	×	-		
ピアノレッスン棟		_				使用停止
古典芸能練習室		1				使用停止
部室(構内)		-	2	10~15分	荷物等の搬入出に限定	ルール下での利用(立入)可

学生委員長 石橋 昭良

文教大学課外活動団体学外指導者の入構に関する諸注意について

学外指導者の皆様におかれましては、本学の課外活動団体の指導にご協力を賜り、誠にありがとうございます。

今年度は、新型コロナウイルスの影響により、昨年度末から学内の入構制限が行われ、現時点まですべての課外活動を停止する状況が続いておりました。学生委員会(課外活動を所掌する組織)では、こうした状況にありながらも、どのように活動再開をすべきかを検討した結果、多くの制約を課したうえではありますが、段階的に活動を再開していくことを決定いたしました。

つきましては、学外指導者の皆様が課外活動団体の指導のために入構するにあたっては、以下の点に ご留意いただきますようお願いいたします。

平時とは異なり、ご不便をおかけしますが、ご協力の程よろしくお願いいたします。

「入構に関する諸注意について」

【入構前】

①入構の7日前までに課外活動団体から大学に申請(「活動許可願」への記載)が必要です。事前の申請がない場合の入構はできません。

【入構時】

- ①熱がある場合及び体調がすぐれない場合は、来校を控えてください。
- ②入構時、正門警備室(第2・3GRの場合は管理人室)で検温をお願いします。検温の結果、37.5度以上の熱がある場合には入構をご遠慮いただきますので、あらかじめご了承ください。
- ③検温後、「行動記録表」を受け取ってください。

※行動記録表は、本学関係者に感染が発生した際の追跡調査等に利用します。

【入構中・指導中】

- ①指導上やむを得ない場合等を除き、常時、マスクを着用してください。
- ②本学が定める<u>「課外活動再開ガイドライン」及び課外活動団体が作成している「活動再開計画」に</u> 基づき指導をお願いいたします。

【退構時】

- ①「行動記録表」を記入し、警備室に提出してください。
- ②学生との会食等は控えてください。課外活動団体には活動後の飲食を伴う集まりを禁止しています。

【退構後】

①入構後2日以内に体調に異変があった場合は、課外活動団体の代表者もしくは感染対策責任者(団体ごとに定めています)に連絡してください。

課外活動再開に伴う更衣室使用上の留意事項(越谷校舎)

新型コロナウイルス感染拡大防止ため、課外活動で更衣室を使用する際は、下記の注意事項(ルール)を 遵守してください。

ルールを遵守できていないと判断された場合には、更衣室の使用停止だけでなく、活動全体を停止させる場合がありますので、慎重な行動を心掛けてください。

【使用を許可する更衣室】

・学内プール更衣室、第2・3GR 内更衣室

【更衣室使用上の遵守事項】

- ●予め役配者を設定し、入室者数の調整、管理及び消毒をすること
- ●一度に入室する利用者定員(5人以内)を超えないこと
- ●更衣室内では会話は控え、速やかに利用すること
- ●人と人の距離をできるだけ 1~2m程度保つこと
- ●シャワー室の利用は禁止
- ●使用したロッカー等、触れた箇所は必ず消毒すること
- ●着替える時を除き、換気のため更衣室の入口及び窓は開けたままとすること

【更衣室内ロッカーの使用・消毒手順】

- ・未使用ロッカー扉は基本的に開けてある ※毎朝、清掃の方が清掃・消毒をしていただいている。 ※ロッカー室の窓は開けたまま(喚起のため)着替えるときのみ閉める
- ・使用したロッカーの扉は閉める※使用・未使用を判別するため。
- ・消毒は使用したロッカーについて、ボトル入りアルコール消毒液で行う ※消毒液噴霧後は拭かない、ロッカー扉は開けておく。(揮発させるため)
- ・ボトルの使い回しは感染予防の点から禁止

課外活動再開に伴う学生団体部室使用上の留意事項(越谷校舎)

新型コロナウイルス感染拡大防止ため、学生団体部室を使用する際は、下記の注意事項 (ルール)を遵守してください。

ルールを遵守できていないと判断された場合には、当該団体の部室使用停止だけでなく、 他団体の部室使用を停止させる場合がありますので、慎重な行動を心掛けてください。

記

【使用上の遵守事項】

- ・使用目的(立入りを認める行動):備品等の搬入出
- ・室内に同時に立入り可能な人数:2名まで
 - ※上記以外の目的による立入りは不可
 - ※搬入出した備品等を用いて、許可されていない活動は行わないこと

【使用手順】鍵の貸出、返却について

<活動日>(休日、祝日)、<活動日以外>(平日)共通

- ・事前の学生課への申請は不要
- ・第1警備室(第2・3GRは管理人室)で使用者が鍵を貸与(学生証と交換)。
- ・使用後は速やかに部室から退出し、第1警備室(第2・3GRは管理人室)へ鍵を返却。
- ・鍵の貸出から返却までの時間は最大15分程度とする。

【その他の留意事項】

・部室に立ち入りをした学生は、必ず「行動記録表」に記入すること。

以上

2021 年 3 月 19 日 越谷校舎学生課

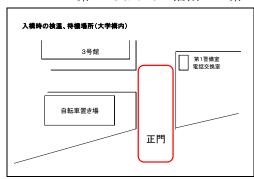
課外活動団体入構時の検温実施について

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、課外活動で入構する際は、下記の手順で検温を 実施してください。

【検温の手順】

「感染防止対策実行対応者」を中心に、以下の事項を遵守すること

- ①入構前(※)に、当日の活動に参加する部員全員の検温を実施する(非接触型検温器の各団体への配付完了までの間は第1警備室、第2・3GR管理人室で貸与可)。
 - ※)入構前の検温実施場所の目安は以下のとおりとする。
 - ・教室、学内体育施設での活動 → 正門前付近(下図参照)
 - ・第2・3GR での活動 → 第2・3GR 入口付近



- ②検温結果を「参加者名簿」に記入(チェック)する。その際、検温結果が37.5 度以上の者、または体調不良者がいる場合は、活動の参加は認めず、速やかに帰宅させること。
- ③検温結果を記入した「参加者名簿」を第1警備室(第2・3GRは管理人室)へ提出する。
- ④「参加者名簿」を提出後、入構する。

以上

2021年3月8日 越谷校舎学生課

◎課外活動再開ルール(大学)

- 感染防止対策の徹底

- → なぜ?
 - → 課外活動から感染者を出さないため
 - → なぜ?
 - → ◎ 「感染者発生した場合の影響の大きさ」を懸念
 - ・本人(感染者)ー症状、出席停止 →家族への影響
 - •友人(接触した者)-自宅待機等、行動の制限
 - ・課外活動団体ー活動停止(大学全体の状況整理、感染拡大防止のための措置) 当該団体以外の全団体も
 - ・授業-感染者、接触者(疑われる場合含む)が出席していた場合、対面授業中止(感染拡大防止のための措置)

★複数感染(クラスター)発生した場合

- ·大学閉鎖
- ・学外実習等の受け入れ不可
- ⇒授業、実習等が実施できないことで、卒業、資格取得等に影響出る可能性は十分あり(個人だけでなく、大学全体として)

「課外活動を行うことで、上記のような事態を発生させない」という意識を全団体、全部員に理解してほしい

- ⇒そのための感染防止対策、ガイドライン遵守(普段の生活、行動を含めて)
- ・感染しても影響は自分だけ
- 課外活動ができなくなる
- ・ペナルティがある
- ⇔消極的な要因に基づいて対策・活動をするのではなく、安全に活動するために自分(達)はどうすべきか?を考えた行動を

⇔左記のことを十分 理解してほしい